

平成30年

第2回柳泉園組合議会定例会議録

平成30年5月30日開会

柳泉園組合議会

平成30年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	5
・議案第6号（上程、説明、採決）	2 1
・議案第7号（上程、説明、採決）	2 3
・陳情第3号（上程、委員会付託）	2 5
・陳情第4号（上程、委員会付託）	2 5
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	2 5
○閉 会	2 8

平成30年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成30年5月30日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第6号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
6. 議案第7号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

追加1. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件

陳情第3号 情報公開条例を適正に運用することを求める陳情

陳情第4号 クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情

(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)

追加2. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 たきしま 喜重
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか
9番 友野 ひろ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助役	鹿島 宗男

会計管理者	渋谷 千春
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀貴
東久留米市環境安全部長	下川 尚孝
西東京市みどり環境部長	萱野 洋

3 事務局・書記の出席

総務課長	横山 雄一
施設管理課長	山田 邦彦
技術課長	佐藤 元昭
資源推進課長	濱野 和也
書記	濱田 伸陽
書記	本間 尚介
書記	川原 龍太郎
書記	田中 佐知

午前 9時59分 開会

○議長（田中のりあき） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（田中のりあき） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、5月17日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） おはようございます。

去る5月17日及び本日、代表者会議が開催され、平成30年第2回柳泉園組合議会定例会につきまして協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成30年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月30日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑は行政報告の終了後にお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第6、議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について」を上程し、採決いたします。

なお、陳情を2件受理いたしましたので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。

「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第3号及び陳情第4号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員ご報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、深沢まさ子議員、第8番、小西みか議員、以上のお二人をお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付してございますので、書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。

本日、平成30年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも市議会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、2件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（鹿島宗男） 恐れ入りますが、議長のお許しをいただき、4月1日付で組合の会計管理者、関係市職員及び組合職員に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

初めに、渋谷会計管理者でございます。

○会計管理者（渋谷千春） 渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、関係市の清掃担当部長を紹介させていただきます。

東久留米市の下川環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（下川尚孝） 下川と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 西東京市の萱野みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（萱野洋） 萱野でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、組合の職員を紹介させていただきます。

横山総務課長でございます。

○総務課長（横山雄一） 横山と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 山田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） 山田と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 議会の書記として、田中主事でございます。

○事務局・書記（田中佐知） 田中と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。
した。

○議長（田中のりあき） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成30年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、2月9日に関係市で構成する事務連絡協議会及び14日に管理者会議を開催し、平成30年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。

(2)訴訟の状況でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約における住民訴訟事件の第5回及び第6回口頭弁論が行われました。

第5回口頭弁論では、裁判長から原告に対して、請求原因についての主張を準備書面で提出するよう指示がありましたが、第6回口頭弁論において、原告から指示後に提出された準備書面においても、裁判所においては主張が整理されていないと認識されました。

そこで、本来原告が主張すべきことではあるが、被告から本件契約締結に至る経緯、契約締結行為、支出及びその後の事情等について、客観的な事実関係を整理した準備書面を6月19日までに提出するよう、指示がありました。

なお、第5回及び第6回の口頭弁論においても、実質的な審理は行われませんでした。

次回、第7回口頭弁論は、6月29日(金曜日)の予定となっております。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりで

ございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、2月2日に例月出納検査が行われました。

続いて、住民監査請求の件でございますが、本年2月13日に請求書を収受し、請求内容については、長期包括管理運営事業の契約の取り消しを求めるもので、提出後、要件審査及び請求人陳述等を経て、監査結果は棄却となっております。結果については、4月12日付で請求人に通知しております。

なお、新聞記事によりますと、請求人らはこの監査結果を受けて、5月8日に事業者への支払い中止などを柳泉園組合に求める住民訴訟を提起しております。現在訴状が届いていないため、詳しい内容については現時点ではわかりませんので、訴状が届き次第、お知らせいたします。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は8件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

また、行政報告資料の2、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業については、後ほど、佐藤技術課長から説明をいたします。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万6,011トンで、これは昨年同期と比較しまして115トン、0.7%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万4,350トンで、昨年同期と比較しまして4トン、0.03%の増加、不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,519トンで、昨年同期と比較しまして153トン、9.2%の減少、粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり142トンで、昨年同期と比較しまして34トン、31.5%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

また、小金井市の可燃ごみの受け入れについては、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実

施要綱」に基づき、3ページの表4-1に記載のとおり、今期は70トンの可燃ごみを受け入れました。

次に、5ページの表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページの表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,256トンで、昨年同期と比較しまして415トン、24.8%の減少となっております。

次に、9ページ、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に3号炉の定期点検整備補修を実施しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定及び下水道放流水測定の実施、並びに排ガス中のダイオキシン類の測定を周辺自治会などの立ち会いのもと、実施をいたしました。4月には、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万5,866トンで、昨年同期と比較しまして12トン、0.08%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれの排出基準に適合いたしております。

11ページの表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても

排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、2月に1月より引き続き、ごみ投入クレーン補修を実施し、また、バグフィルター清掃を実施いたしました。3月に2月より引き続き実施したごみ投入クレーン補修を完了し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,661トンで、昨年同期と比較しまして119トン、6.7%の減少となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでございますが、今期は2月にコンベヤベルト交換補修を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、14ページ、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,256トンで、昨年同期と比較しまして415トン、24.8%の減少となっております。

続きまして、15ページ、3の最終処分場についてでございますが、引き続き、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期の関係市分は2,102トンで、昨年同期と比較しまして70トン、3.2%の減少となっております。

小金井市分を含めました搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせず、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は243キロリットルで、昨年同期と比較しまして30キロリットル、11.0%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページ、2の施設の稼動状況でございますが、今期は2月に受水槽の清掃を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれの排除基準に適合しております。

続きまして、18ページ、施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは9.5%減少しており、野球場は36.3%、会議室は292.3%、室内プールは148.5%、浴場施設は6.5%、トレー

ニング室は197.8%、それぞれ利用者が増加しております。今期の利用者の大幅な増加につきましては、昨年同期に厚生施設プール棟等大規模改修工事の実施に伴い、休業していたのが要因となっております。詳細につきましては、19ページの表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を20ページの表21、表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

最後に1点、報告をさせていただきます。

前回、平成30年第1回定例会において、陳情1号「クリーンポート長期運営管理事業の契約において、大規模補修費用が、予定価格として事前に発表されていた価格に対して、大幅に変動した理由説明を求める陳情」が採択されました。このことについて、担当課のほうでは理由説明の文書をまとめ、ホームページに公表いたしましたので、報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） ここで事務局より、行政報告資料2、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についての説明があるということですので、発言を許可いたします。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、行政報告資料の「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について」をごらんください。

まず、9ページでございますが、1の概要、2、件名、3、契約期間は記載のとおりでございます。4の契約方法は、総合評価一般競争入札で行っております。5の契約金額は、(1)総額で133億8,606万円となっております。そのうち、大規模補修費につきましては、(2)給じん設備から給水設備までの9設備において42億139万4,400円となり、工事は10年間で行うこととなっております。6、契約の相手方でございますが、住友重機械エンバイロメント株式会社でございます。

続きまして、次のページ、7、大規模補修実施内容につきましては、平成29年度に実施した設備になります。各設備の前についている番号は、次の別紙1、平成29年度大規模補修箇所とありますA3の横長の焼却施設のフローシートの設備番号となっております。

平成29年度に実施いたしました大規模補修内容について御説明いたします。

別紙1のフローシートをごらんください。左側の水色で1、給じん設備から真ん中の下、桃色の7、灰処理設備までが図面にあり、図面に描けていない設備が右上の8、電気設備と9、給水設備となります。図面の中の赤枠で囲まれている設備が平成29年度に行われた大規模補修箇所になります。

10月から11月にかけて行われました大規模補修箇所ですが、この期に行いました設備は、1号炉の焼却設備及び灰処理設備になります。焼却設備につきましては、2、焼却設備と書かれている緑色に塗られている箇所になります。そこに赤枠で囲われて火格子とあります。下にゾーン1からゾーン4まであるうちのゾーン1、ゾーン2の損傷の激しい84本とそのほかで損傷の激しい23本、合計で107本の火格子を交換しております。そのほか、サイドプレート12枚及びウエアプレート13枚の交換を行っております。

また、その上の赤枠、耐火物の補修も行っております。サイドプレート部は全面打ち替え、その他の部分についてはパッチング補修をしております。

次に、灰処理設備ですが、耐火物の右隣、7、灰処理設備、桃色に塗られている箇所になります。赤枠で囲われているボイラー下ダストコンベヤNo.1を更新しております。既存のコンベヤを解体撤去後、新規のコンベヤを設置しております。

次に、1月から3月にかけて行いました大規模補修箇所ですが、この期に行いました設備は、給じん設備、3号炉の焼却設備、排ガス処理設備、通風設備及び灰処理設備になります。フローシートの左側の水色の部分、1、給じん設備の赤枠で囲われている箇所、ごみクレーンでございますが、ごみクレーンのNo.1及びNo.2の2基のバケットを新品と交換し、撤去したNo.2のバケットを予備機としております。

次に、2、焼却設備、先ほど1号炉で御説明いたしました場所と同じ緑色に塗られている箇所になります。1号炉と同様にゾーン1、ゾーン2の損傷の激しい84本と、そのほかで損傷の激しい31本、合計で115本の火格子を交換し、そのほかサイドプレート13枚及びウエアプレート12枚を交換しております。また、耐火物の補修も行っておりまして、サイドプレート部、第一放射室上部ヘッダー、第二放射室下部ヘッダー及び第2スクリーン壁下部ヘッダーは全面打ち替えし、その他の部分につきましてはパッチング補修を行っております。

次に、4、排ガス処理設備、青色に塗られている箇所になります。赤枠で囲われている減温塔を更新しております。既存の減温塔は解体撤去した後に、分割された新規の減温塔を搬入して組み立て、設置しております。

次に、左下の6、通風設備、黄色に塗られている箇所になります。赤枠で囲われている押込用蒸気式空気予熱器を更新しております。既存の押込用蒸気式空気予熱器を解体撤去し、新たな押込用蒸気式空気予熱器を設置しております。

次に、灰処理設備については、耐火物の右隣の赤枠、フローシートの7、灰処理設備、桃色に塗られている箇所になります。1号炉と同様にボイラー下ダストコンベヤNo.1を更新しております。

10ページに戻りまして、平成29年度の大規模補修にかかりました費用といたしまして、(1)1給じん設備では4,222万9,000円、(2)2焼却設備では9,186万4,000円、(3)4排ガス処理設備では9,220万2,000円、(4)6通風設備では1,137万2,000円、(5)7灰処理設備では2,610万円となり、合計で2億6,376万7,000円、税を含めると2億8,486万8,360円の工事費となっております。

最後に、8、提案による補修等でございます。

(1)ランプウェイへの融雪散水配管の敷設を行っております。これは降雪時にスロープ上に積雪及び凍結を防止し、搬入車両が安全に往来できることを目的として設置されたものでございます。

次に、(2)煙突下部遮音壁の設置を行っております。これは以前に騒音の苦情があり原因究明したところ、煙突下部から発生していることがわかり、合板等で簡易的に対処していたところを本格的資材により対処し直したものでございます。

次に、(3)歩道に簡易屋根の設置を行っております。これは工場棟の西側で、管理棟から西側エレベーターホールまでの歩道に開閉式の屋根を設置したものでございます。

続きまして、最後のページをごらんください。別紙2、大規模補修予定表となります。

この表は、要求水準書に基づいた各補修箇所と事業者の提案による補修予定年度が記載されてございます。それぞれの補修箇所には、上段に丸または二重丸で実施予定年度に印をしております。また、二重丸につきましては更新工事箇所となります。下段には、実施した年度に黒丸で示しております。今回の表は平成29年度からスタートした大規模補修ですので、平成29年度だけに黒丸がついております。

また、昨年度に大規模補修を行った結果、今年度以降の予定が変更されております。変更された設備については矢印で変更した年度を示しております。変更した理由といたしましては、緊急性が高いか低いかということで変更してございます。クリーンポートが機器

の故障等により緊急停止を避けるための予防保全も加味したものとなっており、今年度補修した結果によって今後の補修予定が変わってくることもございます。

最後に、表の上段に記載されております当初予定工事費、変更後工事費をごらんください。当初予定工事費は、当初予定した補修内容に沿った工事費用になります。変更後工事費は、補修内容の変更に伴い工事費用も変わってくることから、変更内容に沿った工事費が記載されております。

右側の合計欄をごらんください。補修時期が入れかわっても工事費も入れかわるため、合計金額が変わるものではございません。

今後、このような形で毎年御報告させていただければと思います。大規模補修については以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 2点お聞きをいたしたいと思います。

最後のやりとりかどうかはっきりしないんですが、平成29年の2月の定例会の予算審査のときに、私は組合のホームページのリニューアルはいかがかという質問をさせていただきました。きょうの朝、ホームページを見ますと、今までどおりのホームページが見られるわけですが、やはりホームページがスタイル的にも少し古くなってきていると感じておりますし、平成29年の際にもそのように申し上げました。その際に担当課長から、平成29年度中にはそのようなことを考えていきたいと、どのようなことを考えていたのかというのがありますが、平成29年度に何らか対応を考えるという意味の御答弁だと思いますけれども、一応そのくんでいただいた御答弁をいただいているのですね。問題意識はお持ちなんだろうと思いますが、その点進捗があればスケジュールなども含めて御説明いただければなと思います。これが1点目です。

2点目は、最後のところで技術課長のほうから丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。大きなところとしては、平成29年度の実施した工事の内容、概要ということかなと思います。この件は経過がありまして御承知だと思いますけれども、長期包括委託の前は一定金額以上の工事になりますと、予定している工事の内容を示していただいて、それが議案になって、御説明をいただいた上で議決をして実施と、そういう手順だったわけですが、長期包括になるとその手順がなくなって、今回御説明はいただきましたが、議案にはなっていないという形だと思います。これが長期包括になると、議会側か

らすると何を工事しているのか全くわからなくなるというのは問題だという指摘をさせていただいて、今回こういう御説明に至っていると認識をしております。

それで、今後の対応なんですけど、基本的には、今5月ですが、第2回定例会ぐらいのタイミングで、前年度に実施をした工事概要をお示しいただくということでしょうか。それとも、例えば長期包括以前は第3回定例会等に議案が出て、こういう工事をしますという御説明をいただいて、必要であれば議決をしていたという経過ですが、現状としての情報提供は毎年このタイミングでこういう内容をお示しいただくというお考えなのか、さらに何かお考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。2点です。

○総務課長（横山雄一） まず1点目のホームページのリニューアルについてでございます。

我々のホームページにつきましては、平成12年7月に開設しております。その後、17年以上経過しておりまして、年々コンテンツやカテゴリーなどが増加しておりましてかなり複雑になって、利用者にとってもわかりにくい状態になってございます。そのため、平成29年8月にホームページリニューアルに向けて委員会を設置させていただきました。その中で、計6回委員会を開催し、最終的には平成30年1月に委員会から報告書を受け取っております。その報告書を受けまして、今年度中にいろいろ調査・検討していきまして、最終的には平成31年度のリニューアルに向けて、今、手続を進めているところでございます。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問ですが、今後やはりこの時期において、行われたものの結果についてはこの時期に御報告差し上げたい。このような形で今回御報告させていただきましたが、御要望があれば、さらに対応できるところは対応していきたいと思っておりますので、これが全てではないと。御意見、御要望があれば、それに添えるところ内でまた変更していければと思っております。

また、当初予算の関係で、今年度の当初予算資料にも、今年度こういうことをやる予定ですということで、簡単な表でございますが、お示しさせていただいております。その辺も今後もやはり当初予算資料として、あの程度のものになろうかと思っておりますが、この年度はこういうことをやりますよということをお示しし、年度が変わって終わったことについてはこのような形で御報告させていただければと思っております。

○3番（村山順次郎） まず、ホームページの件ですけれども、先取りして1点聞きますが、スマートフォン対応というのは既に報告書が出されているということだと思っておりますが、

含まれているのかということと、報告書そのものが見せていただければなおいいんですが、概要的なものでも結構ですが、議会側には報告書のことについては情報提供がなかったかなと思いますので、その点、お考えをお聞きしたいと思います。2点です。

それで、少し思い出してきましたが、予算審査時の情報提供はこの範囲なのかなというので少しがっかりした記憶をうっすら覚えているのですが、その予算審査時点で新年度にどういう工事を行う予定なのかということについては、もう少し丁寧な情報提供がいただければなど。僕も過去の資料も振り返って、どういう資料が必要かということとはまた改めて別の機会に要望したいと思いますが、とりあえず長期包括実施前の水準の資料を御提供、今回に関してはいただいたかなと思いますので、この点はよかったかなと思っております。お手数をおかけしてありがとうございます。

それで、資料提供いただいたのでお聞きしたいのですが、長期包括委託に関する懸念事項、僕が勝手に言っている懸念事項ですが、その一つとして、組合側の技術的対応力というのが下がっていくのではないかという、御担当のほうもマンネリ化という言葉が使われて説明をされておりましたが、年々、時間がたつとともに長期包括以前の業務を経験された職員さんというのは、どうしても一人一人退職をされていくと。以前も機器類の更新、交換等のタイミングということで、ある機器が壊れてしまって、その交換をしないと柳泉園組合がとまってしまうと。たまたま手持ちの部品が交換できたために事なきを得たけれども、仮にその部品がなかったら一定期間とまってしまっていたかもしれないみたいなお話も時々あったのですね。長期包括委託になりました。それによってその判断というのは、この部品、この機器を、このタイミングで更新しよう、このタイミングで交換しよう、そう単純な話ではないと思いますが、その判断というのは基本的に事業者さんがされているという認識でいいのか、お聞きをします。

○総務課長（横山雄一） ホームページのリニューアルの関係ですが、報告書の改修案の中にはスマートフォン対応も書かれております。概要につきましては、この場で簡単に主な点だけ説明させていただきたいと思います。

基本のコンセプトでございますが、市民である利用者目線で作っていただくということになっております。デザイン変更といたしましては、また再び訪問したくなるようなデザイン、それとデザインの統一性、先ほど申し上げましたスマートフォン向けの対応機能、あと、サイト内の検索が容易にできるようにすること、あと、アクセス解析機能ですね。どれだけ訪問してきたかという解析機能をより充実したものにしていく改修案が、報告書

として出されております。この報告書を受けまして、今後、組合内部でさらに検討していきまして、必要なもの、必要ではないものをさらに詳しく検討していきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問ですが、やはり組合としてのチェック機能ということはかなり重要なことございまして、先日もそのことにかかわる研修会がございました。やはり一部事務組合だけではなくて、市町村においても長期にかかわる委託契約等がなされている中で、職員がどういうチェック機能を持ってどう対応したらいいかという研修会がございました。やはりモニタリングというのが大変重要だというお話を伺ってきております。その中で、委託業者と対等、もしくはそれ以上の知識を持った職員が少なくとも1名以上は必要だということをおっしゃってございました。

そのような関係で、柳泉園組合でも現在ではボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者ということで、特殊な技術、技能を持った職員がおります。そのような者が委託業者といろいろ打ち合わせをしておるところですが、その研修会の中でも、本来委託している関係上、職員がどこまでかかわれるのかという質問がございました。まして長期包括ですから、事業者任せのべきものということございまして、そのような意味では柳泉園組合は踏み入り過ぎなのかもしれませんが、いろんところで工事を行うに当たって、翌年度の工事内容についても、整備係ですとか、BT、ETがかかわって、こうしよう、ああしようということを協議、調整しながら行っております。そういうことも含めると、そういう技術を持った人間がいる限りはマンネリ化ということはありませんし、先ほど御質問のあった交換のタイミングというところでも、やはり職員と業者が話し合っていて決めておりますし、過去の流れから整備係のほうも慎重というか、クリーンポートをとめないようにということで、予備機をかなり用意してございます。

ですので、そのようなことがないように、緊急なトラブルで施設が停止することのないような整備、交換ということは常々頭の中に入れてながら、業者と調整しながら行っているというのが現状でございます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

ホームページの御説明いただきましたが、私からするとごく一般的な、実際でできるホームページのイメージというか、そういうものももう少し教えていただきたいなと思いますので、これは次回以降、資料をお願いするなりなんなりお聞きをしたいなと思います。

それで、技術的な対応の問題で、長期包括委託になっていても一定のところを少し積極

的に踏み込んで、協議、調整をさせていただいていると。言うまでもないことですが、安全であることと同時に、安定的な処理が行われること、これが柳泉園組合として非常に重要な点だと。私が言うことではないかもしれませんが、皆さんその自負を持ってやっていただいて、長期包括前もやっていただいていたと思いますし、その後もやっていただいていると思いますけれども、何しろ時間が流れていきますといろんなものが変化をしますし、職員さんのメンバーというのも少しずつかわっていくということになると思いますので、少なくとも1人以上は事業者さんに負けない知識をお持ちの方が必要というのは、これはなるほどと思いましたので、その点も含めて引き続きの対応をお願いしたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） では、幾つか質問させていただきます。

先ほどの大規模補修にかかわります御説明の中では、まず提案による補修ということで、8番の（3）の歩道に簡易屋根の設置を行ったとあるんですけども、これはどういうことがあって必要だったということなのか、御説明いただきたいと思います。

それと、平成29年度の予算のときの資料と比較いたしまして、先ほど御説明いただきました大規模補修の予定表の今回の実施につきましては、実際の予算としてとられていた金額と今回の実際に実施したことによりまして発生した金額がどれくらい違うのかということか、今のところ平成29年度の予算の資料といたしましては2億6,100万円、これ税抜きだと思いますけれども、という形で予算書の資料としては示されております。これに対応する形で少しそれぞれ金額を御説明いただけたらと思います。

それと、行政報告資料の委託契約状況の中で、下に7ページとなっているリサイクルセンターの運転業務委託、缶類・ペットボトル、6ページもそうですね、びん類の委託契約なんですけれども、これは期間が平成30年4月2日から9月30日までということになっておりまして、いつもこうした期間で入札というか、行われているということが、これは運転業務といいますと、一定、人を配置したりですとか、業者さんのほうも安定的な運営というところが逆にどういうことに影響を与えているのかなと、これまでも多分半年だったんだろうなと思うのですけれども、そのあたりというのはどのように捉えていらっしゃるのか、その辺、業者さんとの間でのそうした話というものがあるのかどうかというあたりも、何かありましたら御説明いただけたらと思います。

以上、お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の、屋根の必要性ということですが、これは管理棟

から委託業者に事務所としてお貸ししているところまでの通路に屋根がないんですね。やはり頻繁に行き来をするものですから、そのようなことも含めての提案だと思っております。

2点目の平成29年度の金額の説明というところが、すみません、よく聞き取れなかったのですが、申しわけございません。

○8番（小西みか） すみません。では、平成29年度の予算資料という形で大規模補修にかかわる経費の内訳ということでつけていただいているのですけれども、これに今回の大規模補修の御説明いただきました平成29年度の実施内容というのが対応していると思っておりましたので、そこを具体的な金額ということでどういうふうの実施をされたのか、もう少し詳しく御説明いただけたらと思ったのですけれども、もし今、御用意が難しいということであれば、これはまた後ほどということでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） ありがとうございます。

平成29年度の予算資料に関しましては契約前のものでございますので、やはりその辺の若干の差異はございます。ただ、もう一度確認して御説明できるようであれば、また御説明したいと思えます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

できましたら、そうした金額の面も一緒に確認できるような、今回総額という形でお示しいただいたんですけれども、もう少し一段詳しいところまで御説明いただけたらと思えますので、これは次回からは要望させていただけたらと思えます。

あと、簡易屋根につきましてはわかりました。今までは雨が降っても雨に濡れながら移動するということが日常だったということなんではないでしょうか。何かそうした労働環境というんでしょうか、通常あるべき労働環境というところは、これに限らず、いろいろ御配慮いただけたらとも思えます。要望させていただきます。

あと、先ほどの村山議員の御質問で、柳泉園組合の側の職員の技術力という体制についてですけれども、発注しているのはあくまで私たち市民といいますか、この3市に住んでいる市民ということになりますので、その付託を受けて柳泉園組合としてはそれを委託先に発注しているということだと私は捉えておまして、ですので、発注者としてどういうふうな発注した内容を管理していくのかということところは当然に柳泉園組合に責任があると私は思っておりまして、当然にそうした専門技術職の方はこれからも維持していただく

必要があると考えておりますし、この柳泉園組合に限らず、特に多摩地域の、一部事務組合ほかでもやっているところがありますので、なかなか単独でそういう人を確保する、多分いろんな分野があると思います。先ほどおっしゃったボイラー・タービンとか電気設備というだけでなく、多分さまざまな技術職が必要だと思いますので、そうしたところをやはり一つの組合だけで維持するということが難しいのであれば、それこそ一緒にそういう人を育成するというか、確保して育成する中で、今回はここの組合を見てもらおうとか、そういう形での運用というところもやはり考えていただかないと、本当に大手の業者さん任せということになってしまうのではないかと私は逆に危惧をしております。

ですので、そうした発注者としての責任というんでしょうか、私たち市民側が発注者なのだということをややはり組合さんとしてはぜひ自覚を持っていただいて、そういう観点から、本当に私たちの税金が適切に使われるということになっているのかどうかというところを管理をしていただければと要望させていただきたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） ただいま御質問のありました行政報告資料6ページ、7ページに関して御説明いたします。

この契約は、昨年までリサイクルセンター運転業務委託（缶類・古紙布類）及びリサイクルセンター運転業務委託（びん類）の件名で、それぞれ違う業者と契約を行っていましたが、昨年7月から東久留米市からの古紙の搬入がなくなりましたので、その関係でリサイクルセンターが稼働以来ずっと行っていました業者と随意契約をする必要がなくなりました。そのことで、ことしの10月からこの2つの業務を一元化することによりまして、効率的な運転人員体制の確立等を目指すために、3年間の随意契約ということで当初予算にものせております。この3年間ということなのですが、10月から行う理由といたしましては、人員や、あと、特殊重機の確保に時間を要するために半年間の猶予期間を設けてございます。

結局、そうなりますと、この4月から9月までも当然、リサイクルセンターを稼働させなければいけませんので、過去に柳泉園組合リサイクルセンターにおきまして業務を遂行してきた業者に対して選定委員会等で業者を上げまして、このような形での契約の内容となりましたので半年間ということになっております。

○技術課長（佐藤元昭） モニタリングの関係、どれだけ管理できるかということで、これは先ほども少しお話ししましたが、研修会の中でも言われているところなのですが、事業開始後の対応、運営モニタリングというところで、保守点検状況、点検記録及び現場等

で確認・評価。安全体制、緊急連絡等の体制について確認・評価。安全教育、避難訓練等の実施状況について確認・評価。緊急対応マニュアル等の内容及び実施状況を確認・評価。初期故障、各設備ふぐあい事項への対応状況を確認・評価。日常の環境モニターの方法を確認・評価。事業運営について確認・評価。ということがうたわれております。これらのことに関しまして柳泉園組合も適時、適切に行っているところでございます。

また、技術力の関係でやはり他の施設等という話がございますが、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者も選任して国に報告しなければならない関係がございます。柳泉園組合もきちんと選任して報告しております。ただ、先ほどの村山議員からもお話がありましたように、今後のそれに対応できる職員の育成、これが大変重要になってくると感じておりますので、そのような人材を確保し、今後も15年間適切に運営委託がされるように、モニタリングできる人材を育てていきたいと考えております。

○8番（小西みか） すみません、先ほど御答弁をいただかなければいけないのを失念いたしましたして、先に私のほうが質問してしまいまして申しわけございませんでした。

契約のことに関しましては、そういう事情があったということで了解いたしました。やはり一定期間ということがないと安定的な運営ということは難しいと思いますので、契約期間が終了ということに当たりましては、例えばそれまでの事業の様子を評価するという、そんなことも行われているのでしょうか。評価というか、お互いにどうだったのかというところ、もちろん日ごろから、こういうことをもう少し改善してほしいとかということとは日常的に行われていると思いますけれども、例えば3年終わるときに、今回はこういうことで評価いたしますということが行われているのかどうかということも確認をさせていただきたいと思います。

あと、先ほど運営のモニタリングの評価を、モニタリングを行ってそのチェックリストのようなものをつくっていらっしゃるという技術課長からの御答弁だったと受けとめましたけれども、これにつきましては例えば公表していただくとか、そういう御対応を今後していただけるのか。どういう点についてチェック項目として考えていて、そしてそれに対して組合としてはどういうことでそれを受けとめているのか。また、より改善していただけるということをどういう点で要望したいと捉えているのかということ。こうしたことは恐らく毎年という単位で行っていただく、そして公表していただくということが、私たち、長期包括ということでお願いをしておりますので、市民にとっても安心といえますか、ちゃんと組合としても管理しているのだなということ、公表することによりまして安心

ということにつながるのではないかと思いますけれども、私ども議会にということだけでなく、ホームページなどで公表していただくということなども含めて、ぜひそうした管理体制の状況というところ、特に長期包括というところではいろいろな不安材料ということがあるかと思いますので、そんなところも御検討いただけるのかどうかというところの御答弁をいただければと思います。

それと、ボイラー・タービン技術者とか電気技術者というのは選任で置かなければいけないと法律で義務づけられているということで、すみませんでした。ただ、それ以外の、多分いろんな側面の技術的などというところも恐らく必要になるのではないかなと思いますけれども、そのあたりはどういうふうに技術的などところを補完していくということが御検討されているのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） ただいまの御質問の内容ですが、まず業者に対しての評価なのですが、今までは業者さんがやっていた中で、まず一番大事なものがやはり大きな事故等、そのような問題がなかったのかどうか。両業者ともそのようなものはございませんでした。また、業者の選定に当たりましては、柳泉園組合の業績だけでなく、他団体の業績、そのようなものも踏まえて選定委員会等で、内容も含まれております。あと、通常、前日の日誌等も必ず担当者が事務所のほうまで持ってきてまして、何かもし問題点等があれば、あった時点ですぐに連絡等入るようになっておりますし、日誌のそのような書類面でも必ず記載させるようにしておりますので、そのような意味では問題等もなく無事に終了したという形でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 大規模補修、包括委託にかかわる公表ということですが、どのような公表の仕方がいいのかということも検討しながら、今後考えていきたいと思っております。市民への公表ということであれば、りゅうせんえんニュース等がありますし、ホームページもございますので、そのようなことも含めて検討させていただければと考えております。

また、包括に当たっての資格ということですが、要求水準書ではクリーンポートを運営するに当たって必要な資格というものをうたっております。廃棄物処理施設技術管理者、第二種ボイラー・タービン主任技術者、第二種電気主任技術者、1級ボイラー技師、安全管理者、第一種衛生管理者、危険物取扱主任者、俗に言う乙4というやつですね。それとクレーン技師、アーク溶接特別教育修了者、ガス溶接特別教育修了者、廃棄物焼却設備業務、ダイオキシン類の特別教育修了者、東京都第一種公害防止管理者ということで、必要

な資格としてうたっております。こちらの資格に関しましては、柳泉園の職員の中で全て誰かしら持っている資格でございますので、そのようなことで柳泉園といたしましても、委託業者と対等に話し合える人材は確保されているということでございます。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第5、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、本年3月15日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、同日に改正条例を公布いたしました。

したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告させていただくものでございます。詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

議案第6号より4枚目をごらんください。議案第6号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表になります。

今回の主な改正内容につきましては、勤勉手当の支給率の0.1月、再任用につきましては0.05月の引き上げでございます。平成29年度の給与改定について東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市と同様の内容で改正し、去る3月12日、職員組合と協定書を締結、給与改定に伴う差額の支給を本年3月20日としたことから、3月15日に専決処分をさせていただきました。

まず、第23条の勤勉手当の関係ですが、第2項、6月及び12月に支給するそれぞれの月数0.9月を0.95月に改め、また再任用については0.425月を0.45月と改めるも

のでございます。

次に、第24条、休職者等の給与になります。その第2項、こちらには結核性疾患の条文を関係市に合わせ削除するものでございます。こちらの条例の施行は公布の日からとなり、勤勉手当につきましては平成29年12月1日から適用となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 今、御説明があった中で、人事委員会勧告に基づいてこの給与改定が行われたということですが、影響額といいますか、どの程度だったのかなと思っております。この給与改定に伴って、例えば差額を支給するに当たっての補正予算などとの関係というものが必要だったのかどうなのかということもお伺いしたいと思えます。条例の一部改正の部分の専決処分はあるんですが、これに伴ってそういう予算の部分での補正があったのかどうなのかを確認させてください。

○総務課長（横山雄一） 影響額なんですが、勤勉手当のみ0.1月増額ということでしたので、おおよそですが、100万円から150万円の影響額となっております。人件費の中で賄えましたので、補正等は必要なかったということでございます。

○7番（深沢まさ子） そうすると、予算立ての中でしていた人件費相当額の部分での調整の範囲内で処理できたということで、特別、補正は予算という形で組まなかったということよろしいのでしょうか。

○総務課長（横山雄一） そのとおりでございます。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。いらっしゃいますか。

次に、原案に賛成の方の討論はいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について採決を行います。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

○議長（田中のりあき） 「日程第6、議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、清瀬市及び東久留米市が加入する東京都市町村職員退職手当組合において、支給率等について改正されたことに伴い、関係市との支給状況の均衡を保つため、その改正内容に従いまして、条例を整備するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） 補足説明を申し上げます。

議案第7号より3枚目をごらんください。議案第7号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表でございます。主な内容につきまして御説明させていただきます。

まず、第3条の3、退職手当の基本額につきましては、期間及び率の改正を行っております。

続きまして2ページ、第5条、退職手当の調整額については、調整額の単価を1,075円から1,100円に引き上げるものでございます。

次に、第5条の2、調整額期間、第1項第3号につきましては、期間から除く対象が規定されております。その中の育児休業及び育児短時間勤務の条文を削除し、休職期間を従前3分の1を除算しておりましたが、除算なしとするものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。第8条、勤続期間の計算の第4項ですが、調

整額期間同様、除算なしとするものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきましての質疑を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第7号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決をされました。

お諮りいたします。議長のもとに陳情2件を受理しております。この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

それでは、事務局より追加日程及び関連資料を配付してください。

〔追加日程、資料配付〕

○議長（田中のりあき） 「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件及び追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第3号「情報公開条例を適正に運用することを求める陳情」及び陳情第4号「クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情第3号及び陳情第4号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号及び陳情第4号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後 0時39分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中のりあき） 「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情及び陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（小山實） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情については、慎重に審査をした結果、不採択となりました。

次に、付託されました陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情

報開示を求める陳情については、慎重に審査をした結果、不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

それでは、陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情を議題といたします。

これより陳情第3号に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 陳情第3号不採択に反対をする立場での討論を行わせていただきます。

陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情は、柳泉園組合は情報公開条例の趣旨にのっとり、情報公開請求に対して、また請求者、請求権者に対して適正に対応することを求めますという趣旨の陳情です。これまでも情報公開を求めてきた市民、請求者に対して丁寧な説明をされてきたとは思いますが、この陳情に提出されているように、市民の方が納得されていない、理解が不十分だという認識に立っておられるという状況の中で、適切な対応がされていたのかというところでは不十分だったと思います。そういう意味では、審議の中でも議論になりましたが、情報公開審査会での協議、決定から3カ月以内に決定が不服のある場合は、こうしたものに申し出ができることなども含めて、丁寧な対応をしていただき、今後も請求者に対して、納得のいく理解を進める形での情報公開条例にのっとった適正な運用をしていただくことを求めて、討論を終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに本陳情を不採択とすることに反対の方の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○6番（たきしま喜重） 陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情に対して、不採択に賛成する立場で討論をさせていただきたいと思います。

情報公開条例にのっとって適正な業務をしているということは、御説明の中でよく理解できました。その中で、情報公開条例を逸脱して、その業務をしていないとはやはり思え

ないということでございます。同時に、ただ、こちらの陳情の趣旨説明にもありますとおり、陳情者のほうからそれが十分に理解されていないという部分に対しては、猛省と、よりしっかりとこちらの陳情者の方たちの趣旨にのっとりまして、わかるように細かく説明をしていっていただき、納得していただけるような形の対応を今後はしていただきたいということは述べさせていただいて、こちらのほうに対して賛成をさせていただきます。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情について、委員長報告は不採択でございました。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 可否同数と認めますので、議長において不採択と決めます。よって、陳情第3号、情報公開条例を適正に運用することを求める陳情は不採択と決することとなりました。

続きまして、陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論につきましては、委員長報告は不採択でございましたので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情は、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会第5回議事録及び第6回議事録の開示を求めるものであります。委員会の審査の中で、議事録の存在について質問いたしましたが、不存在であるという説明でありました。また、議事録ではないものの録音やメモ等についても確認をいたしましたが、いずれも不存在であるという御説明でありました。したがって、本陳情については、存在しないものでありますから開示ができないという判断で、不採択の立場であります。ただし、本件の審査委員会は、15年にわたるクリーンポートの長期包括委託の事業者を選定する委員会でありました。後の

検証のためにも、市民の知る権利のためにも、本来なら全ての委員会について議事録を作成すべきだったと考えます。また、その上で、条例などの規定に基づいて、公表するかどうかの判断は、またそれは別の問題としてあったと思います。今後の対応を強く求める意見を添えて、不採択の討論といたします。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情について、委員長報告は不採択でございました。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手なしでございます。よって、陳情第4号、クリーンポート長期包括委託審査委員会議事録の情報開示を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中 のりあき

議 員 深 沢 まさ子

議 員 小 西 み か